

年8月に雇用保険の基本手当日額が見直され今年も上限額が引き下げられます

賃金日額	基本手当日額				
	～29歳	30～44歳	45～59歳	60～64歳	65歳～
下 限 額					
2300	1840				
2500	2000				
3000	2400				
3500	2800				
4000	3200				
4500	3600				
4640	3712				
5000	3917		3884		3917
5500	4192		4109		4192
6000	4446		4305		4446
6500	4678		4471		4678
7000	4890		4554		4890
7500	5080		4579		5080
8000	5249		4604		5249
8500	5396		4629		5396
9000	5523		4654		5523
9500	5628		4679		5628
10000	5712		4704		5712
10500	5775		4729		5775
11000	5817		4950		5817
11500	5837		5175		5837
12000	6000		5400		6000
12500	6250		5625		6250
12780	6390		5751		6390
13000	上限額	6500		5850	上限額
13500		6750		6075	
14000		7000		6300	
14200		7100		6390	
14500		上限額	7250	6525	
14910			7455	6709	
15000			7510	上限額	
15500			7750		
15610			7805		
上限額			上限額		

原則として被保険者期間として算定された最後の6か月間の賃金の総額（臨時賃金日額 = に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く）

1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

2. 65 歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成 29 年 3 月までに延長されました：期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以 上		
30 歳未満		受給 できない	90 日	90 日	120 日	180 日	/		
30 歳以上 35 歳未満					180 日	210 日		240 日	
35 歳以上 45 歳未満					180 日	240 日		270 日	
45 歳以上 60 歳未満					180 日	240 日		270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満					150 日	180 日		210 日	240 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給 できない	150 日	300 日					
	45～64 歳			360 日					

※離職の日以前 1 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に関係なく		受給できない	90 日	120 日	150 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給できない	300 日		
	45～64 歳		360 日		

※離職の日以前 2 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には 3 か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65 歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30 日分	50 日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：5,825 円 (60～64 歳：4,720 円)
残日数 1/3 以上	残日数×50%×基本手当日額	

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額	※1 日当たりの支給額の上限：1,748 円（60～64 歳：1,416 円）
----------------	---